

3) 運営形態により考えられる効果

運営形態により考えられる効果について以下の表に示す。

	既存の保育施設との併設	ひろば事業との併設	家賃の発生しないスペース	家庭訪問型	単独型施設
施設費 施設運営費のコスト削減	○	○	○	○	×
人件費 人材の有効活用	○	△	×	○	×
情報提供の一本化によるコスト削減	○	○	△	○	×

(○有効 △すべてではないが有効性はある ×有効性はない)

施設費・施設運営費については、単独型施設を除き他の運営形態全てにおいてコスト削減が期待でき有効性があると思われる。また、人件費・人材の有効活用については、他の事業と併設している場合に人材の有効活用という点で人件費のコストダウンが図れる。さらに家庭訪問型の場合では、稼働時間のみの人件費が必要となることから、運営費を前提としない時間単位での補助が可能となるため有効性が増すと考えられる。情報提供の一本化によるコスト削減については、他の事業と併設している場合に有効性があり、効果的な広報活動で併設事業の利用者を、一時預かり事業の利用者につなげる可能性もあると思われる。

多様な運営形態を検討するにあたり、さまざまな運営主体の参入しやすい形態を検討することも重要な視点であろう。さまざまな運営主体を視野に置くことは、サービスの量の拡大、すなわち一時預かり事業拡大の可能性につながると考えられる。

例えば、民間事業者の場合、経営ノウハウや、人材確保及びIT技術を導入した効率的な人材配置および労務管理、研修システム、保育サービスの質の確保、利用者ニーズに敏感かつ迅速に対応

し、利用者確保のための工夫など、さまざまな経営リソースを持っており、こうした民間の創意工夫を活用するメリットは大きいと思われる。

現在のパイロット事業の運営主体をみてみると、NPO法人による運営が半数以上を占めているが、民間事業者など多様な運営主体の参入によって、経営リソースの共同利用や、事業実績、事例の集積を行うことで、一時預かり事業の拡大や、他の運営主体の安定的運営への一助となりうると思われる。

(2) 補助システムの検討

本研究の課題の1つは、「運営費補助を前提としない時間単位の補助のあり方の検討」である。

施設費（家賃）負担の問題は、(1)で述べた形態を実現させることで解決の糸口が見出せる可能性がある。

しかしながら、人件費をはじめ運営上必要な諸経費については、さまざまな運営形態を実現させるだけではすべての問題解決には結びつかない。人材確保にかかる費用やコーディネートに要する費用、さらに重要なこととして、保育の質を継続的に担保するための研修費、その他、通信費、宣伝広告費、また、運営形態によっては水道光熱費、物品費（おもちゃ）等がランニングコストとして必要である。これらを補助金と利用料とでまかぬという現状は、利用者数が安定しないという点も含め、病児・病後児保育サービスにおける課題や問題点と類似点がある。

現在の補助システムから、一步踏み込んだ補助のあり方を検討する上で、病児・病後児保育サービスを例に考えてみたい。

みずほ総合研究所（2006）¹⁾によれば、病児・病後児保育サービスが広がらない要因として以下の3つをあげている。

第一に、基準に沿った設備や人員配置を行うためのコストがかさむこと。

第二に、子どもの病気の特性により、稼働率が

低くなりがちである。

第三に、収入拡大の道が閉ざされていること。

こうした要因を抱え、多くの場合は補助金や稼働率が低い中での利用料収入で全ての経費をまかなうことは難しく、既存の施設の約9割が赤字経営となっている状況が報告されている。

一時預かり事業においても同様の問題は十分に考えられ、コストパフォーマンスのミスマッチは運営主体にとって大きな負担となり、参入者が広がらない可能性は大きく、事業自体の拡大を阻む要因となりかねない。

これらの状況を踏まえ、これまでの方法ではない、利用者・運営者にとって魅力のある新たな補助システムの検討が必要である。

運営主体、利用者それぞれへの補助の一例として、以下をあげる。

1) 運営主体に対する補助として

①足立区「子育てホームサポート事業」

平成16年に創設した事業で、小学生までの子育てをしている家庭の親子を対象とした、一時保育、病後児保育、産前産後家事支援の3本立てのサービスである。次世代育成支援行動計画策定のためのニーズ調査を行った結果、「誰でも利用できる訪問型一時保育」がもっとも大きいニーズとして把握され、それを事業化した。

利用にあたっては、事前に年間登録料として一家庭につき2,400円が必要となり、利用料金は子ども一人あたり、1時間ワンコインで利用できるよう500円である。

2つのNPO法人に運営委託されているが、運営維持が可能なように基本的人件費のほか、新規登録者1件につき5,000円、年間登録料2,400円、活動1件につき5,000円が運営資金として活用できる仕組みとなっている²⁾。

②横浜市「産後支援ヘルパー事業」

平成17年1月から実施している。対象は出産後2ヶ月以内で（多胎児は1年間）、1回2時間

以内、1日2回まで利用でき、延べ10日間で20回まで（多胎児は延べ20日間で40回）利用できる。1回あたりの利用料金は1,610円である（次の世帯は減免となる。住民税非課税世帯・生活保護世帯無料、所得税非課税世帯1回2時間以内250円）。

市内約100社（社団法人全国ベビーシッター協会会員事業者、介護保険ヘルパー派遣事業者、NPO法人など）と契約を結んでいる。事業者には市域全体をサービスエリアとする事業者と、特定の区を担当する事業者がいる。

事業者には、1回2時間あたり4,850円の委託料（介護報酬賃金）が支払われている。

③川崎市「産後家庭支援ヘルパー派遣事業」

平成17年10月から実施している。対象は産前2ヶ月（医師より安静を指示されている場合は産前2ヶ月より以前でも適応）より出産後4ヶ月以内、1回2時間以内、1日2回まで利用でき、延べ20回まで利用できる。

1回あたりの利用料は、A～Gまで7つに区分された事業者により、それぞれ2,000円から830円まで負担額が分かれており、利用者は事業者のサービス内容などによって自由に選択することができる。

平成19年4月の時点で、市内の14社（社団法人全国ベビーシッター協会会員事業者、介護保険ヘルパー派遣事業者、NPO法人など）が市の指定事業者となっている。

事業者には、7つの区分ごとに1回2時間あたり4,850円から2,000円の補助金が支払われている。

④世田谷区「さんさんサポート 世田谷区産前・産後支援事業」

平成17年10月より実施している。対象は産前1ヶ月から出産後6ヶ月以内で、1回の利用は1日2時間まで、該当児1人につき3回まで無料で利用できる。平成20年度の子育て支援ヘルパー

派遣事業者は 19 社で、事業者には 2 時間あたり 3,540 円の補助金が支払われている。

これらの事業は、いざれも受益者負担は低く抑えられており、利用料金に差がある場合でも、サービスの内容に合わせ利用者が選び取れるような内容となっている。

また、運営主体に対しては、1 件ごとの稼動に対し、利用料金から利用料を引いた差額に対する補助や、その他コーディネート料など、運営が維持できるような補助の仕組みとなっている。

家庭訪問型であるため、事業の立ち上げ時に必要なイニシャルコストが施設型に比べ低廉である上に、施設費、水道光熱費、保育に必要な物品などのランニングコストが全くかからず、必ず利用者のニーズに応えられるサービスであるといえよう。

2) 利用者に対する補助として

①杉並区「杉並子育て応援券」

平成 19 年 6 月より実施されている。子育てのバウチャー制度であり、利用者の多様な価値観に対応したサービスの選択とサービス提供事業者間の競争により、地域の子育て支援サービスの量を増やし、質を高めることで、子育て家庭が安心して、ゆとりを持って子育ができる地域づくりを目指している。

応援券の対象者は、区内在住の就学前の児童を有する家庭で、所得による制限はない。応援券の種類は子どもの年齢により 3 種類に分かれています。①0、1、2 歳児がいる家庭には有効期間 2 年の 6 万円分 120 枚、②3、4 歳児がいる家庭には有効期間 2 年の 3 万円分 60 枚、③5 歳児（就学前児童含む）のいる家庭には有効期間 1 年の 3 万円分 60 枚が、年 1 回対象となる子どもごとに 1 年分一括して交付される。

また、1 回のサービスに応援券で支払える上限額をサービスの種別ごとに設定しており、上限を超えた分については、利用者が現金で支払う仕組

みとなっている。

応援券対象サービス分野と利用限度額は以下のとおりである。

○親子参加のプログラム 1 回 10,000 円

鑑賞事業・親子で体験講座・つどいの広場など
親子のつどいの場・親子参加のイベント等

○親サポートのプログラム 1 回 5,000 円

産後のフィットネスやベビーマッサージなど
産後を中心としたサポート・家事援助・子育て
相談・子育て講座

○子どもを預かるサービス 1 回 5,000 円

ひととき保育（一時保育）・自宅での託児サー
ビス・イベント等託児サービス

応援券サービス提供事業者は、株式・有限会社、
任意団体、個人、NPO 法人、社会福祉法人その他
と多岐にわたっている。

なお、応援券による保育用品など、物品の購入
はできない。

②金沢市「子育てサービス券」

平成 16 年 10 月にファミリー・サポート・セン
ターのサービスを開始し、当事業と併せて「金沢
子育てサービス券」の配布が実施された。

このサービス券の意図するところは、経済的支
援ではなく、「初めての養育」に焦点をあてて核
家族化・孤立化が進む現在の社会にあって、身近
な地域の協力者をみつけて、外との接点をもって
欲しいという願いからファミリー・サポート・セン
ターの利用を活性化させようという目的で始められた。

現在、対象は 2 歳未満の子どもを持つ家庭で、
子ども 1 人当たりにつき 3 万円相当のサービス
券が支給されている。サービス券 1 枚は 600 円相
当分で、産後ママヘルパーの派遣と、金沢市ファ
ミリー・サポート・センター、保育所の一時保育
の利用時に使用できる。

産後ママヘルパー派遣利用の場合は、1 回の利
用でサービス券 1 枚と自己負担額として 400 円
(所得税非課税世帯で、使用料が 250 円の場合に

は使用不可)、ファミリー・サポート・センターの利用の場合には、利用 1 時間につきサービス券 1 枚と自己負担額として 100 円、保育所の一時保育利用の場合は、利用 2 時間につきサービス券 1 枚と自己負担額 100 円で利用できる。

③財団法人こども未来財団

「ベビーシッター育児支援事業」

児童育成事業のひとつとして、平成 6 年より実施されている（制度発足当時は「在宅保育サービス支援事業」、平成 14 年度から現在の事業名）。

平成 19 年現在、以下の事業が行われている。

○ベビーシッター育児支援事業

児童手当法第 20 条に規定する一般事業主の従業員又は延長保育促進事業もしくは長時間延長保育促進基盤整備事業の国庫補助を受けている保育所、児童養護施設、乳児院等（以下「対象保育所等」という）の職員が、就労または延長保育に従事するためにベビーシッター育児支援サービス（乳幼児又は小学校低学年の児童の家庭内の保育あるいは保育所等への送迎を行うこと）を利用した場合に、その利用料金の一部を負担することにより児童の健全育成に寄与することを目的として実施されている。

助成を受けるためには、一般事業主又は対象保育所等が、財団法人こども未来財団と協定契約を締結する必要がある（事務の取扱いは社団法人全国ベビーシッター協会により行われている）。割引券の発行限度枚数は職員に応じて 1,200～4,800 枚までとなっている。

ベビーシッター育児支援事業では平成 20 年より 1 枚当たりの割引額が 1,500 円から 1,700 円に引き上げられ、延長保育従事保育士は 2,000 円から 1,700 円に引き下げられる。利用者は 1 日につき 1 枚割引券が利用でき（保育する子どもの人数や保育時間には関係ない）、ベビーシッター利用料から割引額を引いた残額を事業者に支払う。

○双生児家庭等育児支援事業

平成 12 年度より制度化された。育児負担の大きい義務教育就学前の多胎児を持つ保護者のリフレッシュを目的とし、ベビーシッター利用時に割引補助が受けられる。

割引額は対象となる児童が 2 人の場合は 9,000 円、3 人以上の場合は 18,000 円で、1 日につき 1 回利用、年度内 2 回まで利用できる（特別の事由がある場合は年度内 4 回まで使用可）。

○産前産後育児支援事業

平成 16 年度より制度化された。産前産後休暇取得中に、就学前児童の育児のため、育児支援サービスを利用した場合に割引補助が受けられる。

1 枚あたりの割引額が、平成 20 年度より 1,700 円に引き上げられる。1 日につき 1 枚割引券が利用でき、年度内に 4 回まで利用可能。

利用者は、利用料金から割引額を引いた残額を事業者に支払う。

ベビーシッター育児支援事業と双生児家庭等育児支援事業および産前産後育児支援事業との違いは、利用者が直接、社団法人全国ベビーシッター協会に申込みができる仕組みとなっていることであり、また双生児育児支援事業においては、両親が働いているという要件がない点である。

その他として、上記以外にも介護保険や障害者自立支援法など、さまざまな領域における多様な仕組みを視野に入れ、充分に議論し検討を重ねていくことが必要である。

4. まとめと次年度の研究課題

今年度実施したヒアリング調査を概観し、安定的な運営を行うために必要な「(1) 安定した財務状況の実現」、「(2) 人材確保と継続的な質の確保」、「(3) 利用者の確保」という 3 つの課題について、整理し検討を加えた。その結果今回調査対象と

なった事業では、いずれも実施場所が提供されており、人件費に充当することのできる補助金（委託金などを含む）が自治体から供給されており、そのことにより利用が不安定な一時預かり事業を運営することが可能になっていることが明らかとなった。しかし、パイロット事業では、運営費補助を前提としない時間単位の補助方式の検討が課題になっていることから、これを採用する場合にどのような方法が可能となるかを検討した。

まず、多様な運営形態について検討し、(1)既存の保育施設の活用（認可外保育施設や家庭的保育の活用）、(2)ひろばとの併設、(3)家賃が発生しないスペースの活用（公共施設に付設された保育室、公民館など）、(4)家庭訪問型などの可能性を検討した。その結果、単独事業で行うことには、いずれの有効性も見られず、何らかの事業と併設していく方式や、家庭訪問型の方に有効性が認められた。しかし、空きスペースや空き時間、一時預かりのための使用が可能となるという条件が前提となり、また家庭訪問型保育の場合は複数保育制をどのように導入していくかが課題としてあげられた。このような既存の施設や人材を活用しながら、さまざまな運営主体による運営と補助方式のあり方を今後も継続して検討することが必要である。

また、補助システムを検討する上では、自治体独自に取り組みが進められている運営主体や利

用者への補助システムについても検討を加えた。

次年度の研究課題としては、以下の2点を行う必要がある。

(1) 安定的運営を行うための3つの課題について、問題解決に向けた、より具体的な方向性を探るため、パイロット事業で今年度欠いていた運営形態および自治体の補助を受けて実施し、成功しているNPO法人・民間事業者による類似事業の事例研究を行う。

(2) 4. の(1)で述べた多様な運営形態として、既存の保育施設・事業との併設型および、家庭訪問型、さらに次年度新たに調査し、安定的運営が行われていると考えられる運営形態について、運営上の試算を含めた比較検討を行う。

(本章担当：中館慈子、岩久由香、小倉千佳)

引用文献：

- 1) みづほ総合研究所 2006 「育児と仕事を両立しやすい社会環境のために～病児・病後児保育のニーズ充足に向けた課題とは～」 みづほ政策インサイト 2006年9月27日発行, 14-15.
- 2) 網野武博 2005 「次世代育成支援のための在宅保育サービスのあり方に関する研究」 財)こども未来財団 平成16年度児童関連サービス調査研究等事業報告書

<参考文献>

- 金子恵美 2007 保育所等における子育て支援機能の充実に関する研究 財団法人こども未来財団平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書
加藤忠明他 1993 「病後児保育のニーズとその対応に関する研究(2)」 日本総合愛育研究所紀要第30集

第5章 研修体系の検討

1. パイロット事業における研修の実施状況と課題

(1) 研修の実施と実施主体について

i. 自治体からの回答

本事業の保育者に研修を実施していた所は、8か所、未実施が4か所であった。実施有、かつ本事業に対象を限定した研修を行っていた自治体は、3か所、類似事業を含む「子育て支援者」を対象とした研修により対応している自治体は、5か所であった。

同一研修を受講している事業や取り組みは、保育所、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育てサロン、ホームヘルパーであった。また、外部の研修プログラムを採用する自治体もあり、具体的には「NPO法人あい・ぽーとステーション」の子育て・家族支援者養成講座があげられていた。なお、この講座はパイロット事業実施前より市の子育て支援者を養成するために採用されていたものであるが、自治体担当者より、「国が、一時預かりパイロット事業を考えたときに、イメージしていたのは、この研修のことではないか」という回答を得た。

未実施の自治体では、代わりに保育士資格の有資格者を配置しているという回答もあった。

研修の実施主体は、研修を実施している中で、委託事業主（運営主体）が7か所。自治体直営の1か所のみ、市が研修を実施していた。ただし、研修が運営主体により実施されている自治体においても、研修内容は把握されている。中には、研修報告書を確認している市町村も認められた。

ii. 運営主体からの回答

研修の有無に関しては、実施有りが12か所中8か所。実施無が3か所。運営主体の回答が得られなかつた所が1か所であった。中には、自治体より「未実施」という回答を得ながらも、運営主

体独自に研修を実施していたところが2か所あった。

結果を整理すれば、ヒアリング対象の12か所中10か所で自治体、運営主体いずれかにより研修が実施されていることが確認された。未実施の2か所の中で1か所は、運営主体のミーティングを利用し事例検討を行うや、自主的に研修に参加する等工夫もみられた。また「現在のところ研修の実施はない」と回答した一か所も研修の必要性は語られていた。

(2) 研修の対象者

i. 自治体からの回答

自治体からは、研修（講座）の対象について回答を得た。類似事業と研修を共有している自治体では、研修を共有する事業の内容とほぼ同じであった。具体的には、地域子育て支援拠点事業スタッフ、保育所や家庭保育室の職員、子育てサロンである。資格のない母子寡婦福祉連合会会員という回答も認められた。

ii. 運営主体からの回答

運営主体には、研修に実際に参加する対象者を尋ねた。明確にスタッフ全員という回答を得たのは、3か所であったが、内容からスタッフ全員と判断されたところも5か所あった。例えば、「つどいの広場スタッフ、一時預かりスタッフ」、「有資格者、無資格者も同じ研修」という回答は、スタッフ全員と判断した。

(3) 研修のテーマ

本調査においては、研修のテーマと内容を分けて尋ねたが、テーマと内容が重複する、テーマの質問で講座名が回答されるなど回答の混乱がみられた。これは本調査の質問の提示に問題があったと考えられた。その限界を踏まえつつ、研

修のテーマについての回答を整理した。

i. 自治体からの回答

研修を実施している自治体の中で、研修テーマについて回答が得られたのは、1自治体のみであった。実施されている研修テーマは、以下である。

- A 「子育て関係者研修会」
- B 「ボランティア講座」
- C 「保育体験実習」
- D 「ケース検討会議」
- E 「保育士会研修」

ii. 運営主体からの回答

運営主体の回答には、研修の形態、講座名等の回答が多くかった。回答を列挙すれば、以下のとおりである。

ファミリー・サポート・センター協力会員講習会、ホームヘルパー養成講座（3級）、子育て関係者研修、ボランティア養成講座、保育体験実習、保育技術、ケース検討会、保育士会研修、地域子育て支援拠点事業に関わる研修、施設見学、外部講師の招聘、県、市、全社協、業者等の研修会があげられていた。

（4）研修の内容

i. 自治体からの回答

実施していると回答のあった自治体の研修は、「子どもの健康」、「子どもの発達」、「子どもの遊び」、「子育て支援関連」、「倫理・理念」「一時預かり事業の内容」に大別された。これらには、運営主体が実施する研修で自治体が把握している内容も含まれる。

- ・「子どもの健康」…栄養、食育、事故防止、乳幼児の救急法、子どもの健康と心
- ・「子どもの発達」…
- ・「子どもの遊び」…絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び、わらべ歌、手作り玩具、保育技術（パネルシアター）、リトミック
- ・「子育て支援関連」…子育てサークル作りへの支援、子育て相談への対応、コーチング、カウンセリング、気になる親子、産後うつ、相談業務への対応、苦情対応（解決）、0歳児の母親とどうつきあうか、保護者対応、基礎的マナー、仙台市の子育て事情
- ・「保育内容」…保育の流れ、実施研修
- ・「倫理」…守秘義務

支援、子育て相談への対応、コーチング、気になる親子、相談業務への対応、苦情対応、0歳児の母親とどうつきあうか

- ・「保育内容」…保育体験
- ・「倫理、理念」…児童憲章、保育士倫理綱領、NPOの社会的使命や理念
- ・「一時預かり事業の内容」…事業の意味、施設保育との違い

ii. 運営主体の回答

運営主体の回答は、「子どもの健康」、「子どもの発達」、「子どもの遊び」、「子育て支援関連」、「倫理」、「保育内容」に整理された。

- ・「子どもの健康」…小児栄養、食育、事故防止、安全対策、救急法、危機管理マニュアル、乳幼児の救急法、子どもの健康と心、子どもの病気怪我、TV ビデオの影響
- ・「子どもの発達」…子どもの発達、子どもの気質、障害
- ・「子どもの遊び」…絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び、わらべ歌、手作り玩具、保育技術（パネルシアター）、リトミック
- ・「子育て支援関連」…子育てサークル作りへの支援、子育て相談への対応、コーチング、カウンセリング、気になる親子、産後うつ、相談業務への対応、苦情対応（解決）、0歳児の母親とどうつきあうか、保護者対応、基礎的マナー、仙台市の子育て事情
- ・「保育内容」…保育の流れ、実施研修
- ・「倫理」…守秘義務

自治体と運営主体であげられた内容は、概ね重複していたが、一部相違もみられた。自治体の回答の特徴は、「一時預かり事業の内容」や「理念」があげられていた点にある。事業の内容に関しては、「施設保育と一時預かりの違いがよく理解できていないと事業の運営ができない」と業務内容に関する理解の必要性が語られていた。また、NPOの社会的使命等も内容としてあげられており、行政のNPO法人に事業を委託することへの期待も感じられた。

一方で、運営主体の回答では、より実践的な内容があげられていた。また「障害」や「産後うつ」等、特別なニーズへの対応の内容も含まれていた。

(5) 時間数

研修時間も多様であった。研修を実施している自治体から得られた回答は、1か所のみであり、内容は運営主体と重複しているため、自治体と運営主体の回答を合わせて整理した。

年間回数は、随時、年間3回、年間7回という回答が見受けられた。1回の時間数は、1日1.5時間、3~4時間、8時間、通算30時間等であった。職員会議後の内部研修という回答もあった。

(6) 講師の肩書き

本質問項目においても、自治体と運営主体の回答が重複するため、双方を合わせて整理した。

専門職としては、保健師、栄養士、保育士、指導員、小児科医、助産師があげられた。

運営管理者では、公立保育園長、施設長。そして、大学教員、保育専門学校講師。その他、子育てサークルアドバイザー、NPO関係者、ファミリー・サポート職員、日赤研修員も含まれていた。

(7) 研修実施上の課題

自治体のみ研修に関する課題を尋ねた。

1) 研修の受講体制について

「時間の都合があわず、スタッフ全員揃って研修を受けることができない」、「全員一斉に研修を受けることがのぞましいができない」、「時間がない」等、研修の受講の体制が整いにくいという課題が示された。現在は、希望者で順番に受講するよう工夫されていた。

2) 内容について

一時預かりの特徴に相応しい研修内容や、一定のレベルを保つための研修の仕組みが求められていた。具体的な内容としては、「障害児」、「虐待」、「家族のメンタルヘルス」等、特別なニーズや家族への対応があげられた。

(8) まとめ

在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業の研修については、一時・特定保育等事業実施要綱（平成19年雇児発第0612002号）に研修科目と時間が示されている（表5-1）。ただし、その内容については「概ね」とされ、保育士資格有資格者には、研修の実施は課せられない。

現状では、本事業の保育者に特化した研修は、実施されていなかった。その理由は、本事業を実施する全ての自治体で、保育士が配置されていたことがあげられる。また、研修が実施されている場合も、他の事業の従事者も対象に含まれることが多く、一般的な子育て支援者、保育者を対象とする研修内容となっていた。

しかし、ヒアリング調査では、施設保育所と一時預かり事業の違いを理解し、預かりを実施する必要があるという指摘もあった。そこで、次項以降では、一時預かり従事者を対象とする研修内容について検討を行う。

表 5-1 パイロット事業実施要綱（別表）研修科目

研修科目	時間
I 児童の発達と遊び（講習Ⅰ） (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童の発達に関する基本的事項を学ぶ。具体的な例を件とすることを通じて、できるだけ実践的に容易に応用することが可能な知識を学ぶ。	9時間
①乳幼児期の発達	3時間
②学童期の発達	3時間
③児童にとっての遊び	3時間
II 健康管理と緊急対応（講習Ⅱ） (考え方) 0歳から10歳くらいまでの児童がかかりやすい病気についてその特徴を学ぶ。その上で、体調不良の時、病気の時、病気の回復期、事故を起こした場合などの際の応急措置などについて実技指導をはじめて学ぶ。さらに、健康管理という視点からみた食生活について学ぶ。	9時間
④児童の病気	3時間
⑤緊急時の対応と応急措置	3時間
⑥児童の成長と食生活	3時間
III 保育所における見学実習 (考え方) 保育所において、児童の様子を観察したり、保育士の関わり方などを見学する。絵本の読み聞かせ、食事、遊びなどの場面で保育士が児童にどのようにかかわっているのかについて見学する。	3時間
IV 子育て支援の状況（講習Ⅲ） (考え方) 子育て支援に関する公的制度や保育の現状、子育てに関する各種調査結果などについて学ぶ。研修全体のまとめでは、研修で学んできたことを整理するとともに、講習で学んできたことと保育所における見学実習で感じたことなどを結びつけるような意見交換の機会を設けることなどにより、学んだことが相互に関連しあうよう配慮する。	6時間
⑦現代の子育て支援事業	3時間
⑧研修全体のまとめ	3時間
合計	27時間

2. 近接事業のサービス提供者用テキストの分析

(1) 研究の目的と方法

1) 研究目的

本項では、一時預かり事業の従事者に必要とされる研修体系及び研修内容、資格要件等に関する指標を得ることを目的とし、近接事業であるファミリー・サポート・センター事業とベビーシッター事業のサービス提供者用テキストの比較検討を行った。

近接事業としては、一時保育促進事業や特定保育事業があるが、これらの事業は保育所で保育する事業と規定されていること、また関連団体がテキストを発行しているのは、ファミリー・サポート・センター事業とベビーシッター事業であるから、分析対象をこの2事業に限定した。

2) 研究方法

ファミリー・サポート・センター事業（以下「ファミリー・サポート」と）とベビーシッター事業（以下、「ベビーシッター」）のテキストの項目と記述内容を、以下の三つの視点から比較し検討を行った。分析対象としたテキストは表5-1の三点である。

- ①テキストの項目の内容及び重点項目
- ②執筆者が想定する実際の業務の対象、内容、方法
- ③最低限度の力量として何を捉えられているか

(2) ファミリー・サポートとベビーシッターの比較

ここでは各事業の特徴をテキストの内容から確認しておく。各事業の制度、事業内容等については、結果1で比較検討が行われているため参照されたい。

1) テキストの記述内容による両事業の特徴

ファミリー・サポートとベビーシッターは、保育者が家庭や指定された場所で個別に子どもの世話（保育）をすることが多いという点において共通し、保育所等の施設保育に対して、在宅保育と呼ばれている。ファミリー・サポートとは、「地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織」^{注1}である。また、本研究が分析対象としたテキストに規定されるベビーシッターとは、「有償で保育を提供し労働報酬を得るサービス業」^{注2}と位置付けられている。両事業は、保育形態としては類似事業といえるが、各自に異なる特徴を有している。そこで、テキストに示された活動の位置づけ等、両事業の特徴に関わる主な記述を表5-2に示した。

両事業の主たる相違点としては、事業の位置付けと仕組みの違いの二点があげられる。

一点目の事業の位置づけでは、両事業の独自性が確認された。ファミリー・サポートは、育児サポート活動であるとされ、「金銭が介在しても、それは営利活動とは違うものである」と明記されていた。本テキストのベビーシッターは、「専門的な職業意識をもって仕事に取り組む」とあり、先述のように「有償で保育を提供し労働報酬を得るサービス業」と規定されている。

表5-2 分析したテキスト

- ・社団法人全国ベビーシッター協会『改訂 ベビーシッター講座Ⅰ理論編』2007年 全244頁
- ・社団法人全国ベビーシッター協会『改訂 ベビーシッター講座Ⅱ実践編』2007年 全297頁
- ・ファミリー・サポート・センターテキスト『育児サポート2』編集・発行財団法人女性労働協会 2005年全347頁

表5-3 ファミリー・サポート・センター事業とベビーシッターの比較

	ファミリー・サポート・センター	表記例	ベビーシッター	表記例
活動の名称	育児サポート活動	P43	仕事	実践編 P2
活動の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを「預かってほしい」というニーズに対応して、「子どもを預かること」をもって育児支援をする活動です。 地域に「子育ての安心」と、「人と人との暖かな関係」を育てていく活動だということです。 	P26	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な職業意識をもって仕事に取り組むことこそ、最も重要な行動のポイントといえます。 	実践編 P2
報酬に関する見解	<ul style="list-style-type: none"> 育児サポート活動への謝礼として、そこに金銭が介在しても、それは営利活動とは違うものであること、困ったときに子育ての手助けをしてくれる金銭以外の関係があること、地域にはそのようなあたたかい人と人との関係があることを、事実をもって親たちに伝えていくことも「支援」の一環です。 	P43	<ul style="list-style-type: none"> 本書で述べるベビーシッターとは、ボランティアではなく、有償で保育を提供し労働報酬を得るサービス業です。 	実践編 P2
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> 子どもについての基本的な学習を土台にしながら、<u>支援する親と子の実状に即して考える</u>、そのようなしなやかさが不可欠です。 <u>自分でできることと、できないことを、きちんと見極めること、そして、自分がしてよいことと、すべきでないことについても、きちんと見定める</u>ことです。 自分が直接できることは精一杯する。<u>自分ができないこと、またすべきでないことについては、どうするかも明確にする必要があります</u>。ファミリー・サポート・センター活動なら<u>地域のリーダーやアドバイザーに相談する（中略）対応のあり方を複数の意見を持って検討する</u>ようにしましょう。 	P27 P49 P49	<ul style="list-style-type: none"> 個別保育の場合、保護者の保育方針に沿って、依頼内容にいかに合わせるかということも大きな要素となります。保護者の保育観を受け入れながら、原則として、保護者と契約を結んだ<u>会社の指示に基づいて</u>、あるいは倫理的、社会常識な範囲内で、保護者の要望に沿った保育を行うことは大切な課題でもあります。 	実践編 P2
責任の所在	記述なし		<p>契約上の関係においては、<u>その責任は保護者と契約を交わしている会社等が責任者</u>であるのですが、ベビーシッターはその会社と<u>雇用契約をした社員</u>として勤務にあたるので、保護者が会社等と利用の契約を一定の基準で交わし、ベビーシッターはその契約関係に基づいて勤務にあたる以上、業務を忠実に実行に移す<u>現場における責任</u>があるのです。</p>	実践編 P3
倫理	<ul style="list-style-type: none"> 援助者としての<u>守秘責任</u>を自覚する。 <u>自己研鑽</u>に努める人でもりたいものです。 	P38 P40	<ul style="list-style-type: none"> ベビーシッターには、利用者に関する情報については<u>守秘義務</u>があります。 <u>自己研鑽の必要性</u> 	実践編 P3 P4~5
子育て支援の留意点	<ul style="list-style-type: none"> 育児支援者自身が地域の子ども・子育て情報を把握しておくこと、幅広く地域の子育て支援事情に通じていることが求められます。 地域の育児支援に関わる人々との連携できる関係をつくっていくことも大事です。 	P48	<ul style="list-style-type: none"> 育児相談 カウンセリングマインド 家族との関わりと会話の重要性 家庭の育児方針を尊重する 家事援助の実際と範囲 	実践編 P110~142
虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の発生を未然に防ぐには、これら子育て不安に苦しむ親に対し、関係機関や地域の人たちが協力しあいながら援助の手をさしのべることが大切です。 	P165	<ul style="list-style-type: none"> ベビーシッターは、直接家庭に入り児童を保育するので、<u>児童虐待を発見しやすい立場にある</u>といえます。虐待の疑いがあると思った場合は、所属している会社に相談し、福祉事務所や児童相談所に通告することが必要です。 	P12

二点目の両事業の仕組みについては、ファミリー・サポートのテキストには事業の仕組みに関する記述がなかったため、図5-1、図5-2に両事業の仕組みを図示した。ベビーシッターの活動では、「責任は保護者と契約を交わしている会社等が責任者」と記されており、保育者は、利用者の依頼に対してベビーシッター会社から派遣されることとなる（図5-1）。一方で、ファミリー・サポートでは、事務局は利用会員と提供会員を互いに「紹介」し、契約関係はあくまでも援助を必要とする利用者と保育提供者の間に生じることとなる（図5-2）。

このような事業の位置付けや仕組みの違いは、テキストの内容にも影響し、保育者に求められる保育方針やその判断に関する記述にも相違が認められた。例えば、ベビーシッターでは、保育方針に関しては原則として「会社の指示に基づいて」行うことが明記され、ファミリー・サポートでは、保育者自身に「見極める」、「見定める」ことが求められていた。さらに、子育て支援の留意点では、ベビーシッターのテキストの記述が、家

庭内における対応に終始していたのに対して、地域の相互援助という特徴を有するファミリー・サポートでは、地域の関連活動の情報の把握や連携の必要性に触れられている。児童虐待の対応においても、ベビーシッターのテキストでは、通告義務が明記されており、ファミリー・サポートのテキストでは、地域の援助が強調されていた。

このように類似事業であっても、その事業の位置づけや仕組みの違いによって、保育者に求められる知識や技術は異なる部分もある。一時預かり事業が、地域子育て支援の一役割を担う地域に根差した事業として発展していくのか、保育サービスとしての性格を強めていくのか等により、保育者に求められる役割や力量も異なるであろう。事業の位置づけや特性、及びその仕組みにおいて保育者に生じる責任や役割を明確にした上で、保育者の研修システムや資格要件を検討していく必要があると考えられた。

図5-1 ベビーシッター事業の仕組み

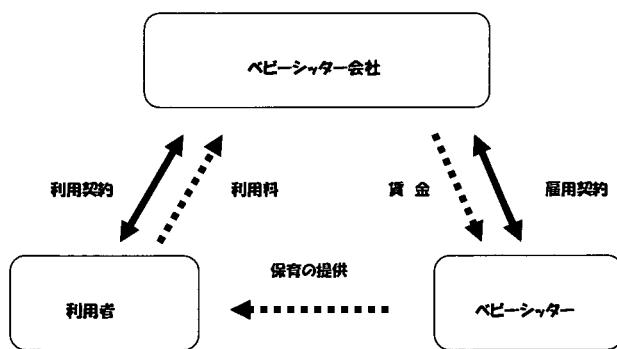
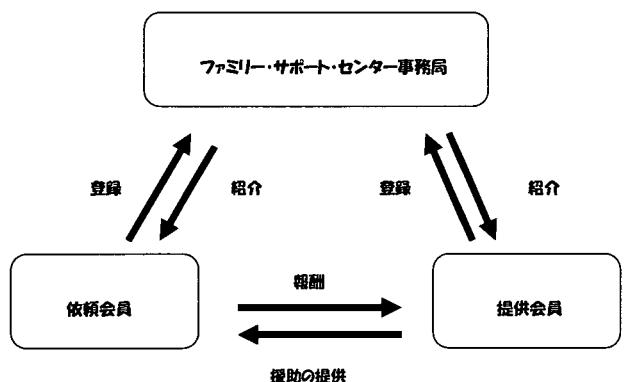


図5-2 ファミリー・サポート
センター事業の仕組み



2) 一時預かり事業の特徴

- ヒアリング調査から得られた一時預かりパイロット事業の特徴を列挙しておく。
- a. リフレッシュ利用を積極的に受け入れている。
 - b. 日中の短時間利用が中心。
 - c. 他の事業との併設による実施が多い。
 - d. 保育を目的としていない施設や設備を利用する可能性もある。
 - e. 0歳～就園前までの利用が多い。
 - f. 初対面の子どもの預かりが多い。
 - g. 緊急の受け入れの可能性有り（自治体により異なる）。
 - h. 食事は持参が多い。
 - i. 特別なニーズを有する親子の利用有り。
 - j. 予約の受付、連絡帳、口頭連絡等保護者の対応有り。
 - k. NPO 法人、社会福祉法人、企業等への委託（その他補助事業等）有り。
 - 1. 保育者は運営主体と契約。

ヒアリング調査の結果から、事業の実施要綱のみでは把握されない事業の特徴も明らかくなっている。例えば、ヒアリング調査では、他の事業との施設の共有等が確認され、特に「ひろば併設型」は多く 12か所中 8か所であった。「ひろば併設型」では、「保護者の関心があり、いつも見られていることを自覚したスタッフの態度や言葉遣い、保育内容が必要」と他の保育形態と異なる配慮の必要性が述べられていた。

次年度は、より詳細に一時預かり事業の特徴を抽出し、一時預かり事業を実施する上で共通する事項と、多くの運営主体で生じる可能性のある事項に分類する。その結果を踏まえ、保育者の研修体系の構築にあたって必要となる留意事項を明確にしたい。

3. テキスト項目の比較分析

両事業の特徴を踏まえて、テキスト項目の比較検討を行った。章立ての比較、各章の内容の比較の順で結果と考察を述べる。両事業のテキスト項目の比較を表 5-4 に提示する。ただし、章の見出しは両事業で異なるため、表 5-4 は項の内容とテキスト本文の記述から類似の内容であると判断された章を整理した。

（1）章立ての比較

1) 比較の結果

両事業のテキストに共通する内容と解釈される章としては、項目の具体的見出しは異なるものの、「児童家庭福祉」、「保育の心」、「子どもの発達」、「安全管理」、「乳幼児の栄養」、「生活援助」、「子どもの遊び」の 7つが認められた。

ファミリー・サポートのテキストの特徴としては、「障害児の保育」が章として独立して設定されていたことがあげられる。この章は、現場からの要望により、新たに盛り込まれたと述べられていた。なお、ベビーシッターのテキストでは、障害児保育の内容は「子どもの発達」、「ベビーシッターのサービスの類型」の章に含まれていた。一方で、ベビーシッターのテキストで独自に設定されていた章は、「ベビーシッター概論」、「ベビーシッターサービスの類型」、「ベビーシッターのマネジメント」であった。これらは、ベビーシッターという職種や業務の特徴を理解するために設定されていると捉えられた。

2) 比較の考察

テキストの章立てには、両事業の特徴が反映されている。ベビーシッターのテキストでは、仕事の仕組みや業務内容、在宅保育という視点からの援助方法の解説等が具体的に記述されていた。対して、ファミリー・サポートのテキストは、一般的に「保育」を行うにあたって必要と認識される

内容に止められていた。この相違は、仕事という範疇で行われるベビーシッターと住民の相互援助活動と捉えられる事業の特徴が影響していると考察された。ベビーシッターの質は原則的に雇用者である会社がその責任を負うこととなる。そのため、ベビーシッターの質や業務の均一さを担保する要素の一つであるテキストには、より具体的な解説が求められると推察された。ファミリー・サポートは、援助活動を請け負う提供会員が援助に関する第一義的な責任を負うシステムである。また、あくまでも住民相互の援助活動という範疇で活動が実施されており、業務の質は個々の提供会員に委ねられている。そのような活動の特徴から、提供会員が必要に応じて利用しやすいようテキストはガイドライン的に作成されているという印象を得た。

(2) 共通項目の各章の比較

両事業に共通する章は、類似の保育事業等にも必要とされる力量が示されている可能性が高いため、その内容をより詳細に比較した。

1) 各章の比較結果

・「児童家庭福祉」

類似の内容であると解釈された項目は、少子化に関する項目のみであった。虐待問題に関しては、ファミリー・サポートでは「子どもの健康」の章に含まれていた。ベビーシッターのテキストにおける「児童家庭福祉」の節は、「児童家庭福祉総論」、「わが国の保育制度と保育サービス」、「地域におけるさまざまな子育て支援」で構成されていた。ファミリー・サポートの節は、「社会経済情勢の変容と地域社会の変容」、「家庭の外的変容」、「家庭の質と機能の変容」、「増大する子育ち・子育てニーズ」であった。

児童家庭福祉の章では、ベビーシッターのテキストは、保育制度や保育サービスにおけるベビーシッターの位置づけや役割を理解することを中心として組み立てられており、ファミリー・サポートでは、地域社会における育児サポート活動の意義、必要性等の理解を目的としていると捉えられた。両事業の「仕事」と「地域における育児サポート活動」という位置づけが、保育者に求められる児童家庭福祉関連の知識に大幅な相違をもたらしていると考察された。

心として組み立てられており、ファミリー・サポートでは、地域社会における育児サポート活動の意義、必要性等の理解を目的としていると捉えられた。両事業の「仕事」と「地域における育児サポート活動」という位置づけが、保育者に求められる児童家庭福祉関連の知識に大幅な相違をもたらしていると考察された。

・「保育の心」

ファミリー・サポートの「保育の心」の章は、ベビーシッターのテキストでは、「保育マインド」、「ベビーシッターの実務」、「在宅における子育て支援」が類似の章であると考えられた。項の見出しが異なるが概ね共通して、子どもの理解等の援助者の基本姿勢（心構えを含む）、態度やマナー、倫理（守秘義務と自己研鑽）、家族との関わりや子育て支援、等に触れられていた。

テキストの記述からほぼ同じ力量が求められていると解釈された内容は、守秘義務と自己研鑽等の倫理、子どもの理解、子育ての現状への理解、保護者への報告、活動時の身支度や基本的態度等であった。一方で、記述内容を確認すると両事業で相違が認められる内容もあった。例えば基本姿勢に関わる節では、ベビーシッターでは、「仕事に対する心構え」が列挙されていたが、ファミリー・サポートでは「よき地域子育てパートナー」としてのあり方が示されていた。子育て支援においても、既述のとおりファミリー・サポートは「地域」との連携が記される一方で、ベビーシッターのテキストでは、「育児相談」に関する項目がおこされていた。

・「子どもの発達」

「子どもの発達」の章では、概ね両事業とも、子ども期の区分、子どもの心身の発達、子どもの問題行動の理解と対応が主たる内容であった。

ファミリー・サポートのテキストでは、「障害のある子ども」については別立てで章が設けられているが、ベビーシッターのテキストでは、「障

害のある子どもの発達」についてはこの章で触れていた。内容としては両事業で扱われていることとなる。仕事、地域活動等の位置づけに関わらず、少なくとも障害のある子どもを理解することは求められると考えられた。

・「安全管理」は、次項で詳細に比較を行う。ベビーシッターのテキストでは、「子どもの健康」に関わる内容はこの章に含まれていた。「子どもの健康」に関わる内容は、節の見出しは「子どもの健康管理」と両事業で同様であり、項の表記は異なるものの内容は、健康管理、及び病気時の対応であった。また両事業のテキストにおいて感染症や予防接種、健診、緊急連絡等にも触れられていたが、ファミリー・サポートのテキストでは、項目にはあげられていなかった。

・「乳幼児の栄養」

両事業のテキストに共通して、栄養と食生活、授乳、離乳、幼児食の段階と援助が、中心的な内容である。各事業の特徴としては、ベビーシッターは食育に多くの頁が当てられており、ファミリー・サポートでは、接触機能の発達を踏まえて、食事行動を理解する構成となっていることがあげられる。ベビーシッターのテキストは、より実際的な援助方法の習得が意図され、ファミリー・サポートでは、適切な援助を行うための根拠となる子どもの接触機能や食事行動への理解が求めていると捉えられた。

・「生活の援助」

両事業のテキストの見出しは、ベビーシッターでは「在宅保育における保育技術」、ファミリー・サポートでは「子どもの暮らしとケア」である。主な内容は、子どもの睡眠・排泄・清潔・環境等に関する理解と対応となっている。

「生活の援助」に関わる章では、ベビーシッターのテキストにのみ、しつけやほめ方、叱り方の項を設けるという特徴が認められ、保育者として必要な子どもへの対応に加えて、「保護者と保

育者のしつけに一貫性をもたせることも必要です」など、在宅保育の特徴が反映された内容となっていた。ファミリー・サポートのテキストには、他の章においてもしつけやほめ方、叱り方に関わる内容は確認されなかった。

・「子どもの遊び」

章の名称は両事業とも「子どもの遊び」とされていたが、具体的に取り上げられている内容が異なっていたことが特徴的であった。ベビーシッターのテキストにおいては、実際に活用する遊びの技術や方法を中心としており、ファミリー・サポートの中心的な内容は、遊びの理論であった。「子どもの遊び」の章に関しては、「安全管理」と共に次項で詳細に検討を行う。

2) 各章の比較に関する考察

両事業のテキストの比較の結果、両事業のテキストでほぼ類似の内容と確認された節、項は、表5-5に示す。両事業に共通して項目が起きたということは、概ね保育、特に、一時的に利用される保育や在宅保育において必要とされる内容と考えられる。しかし、表5-5に示す項目は、あくまでもテキストの目次を比較したものであり、記述内容を詳細に検討したものではない。1)章立ての比較や「児童福祉関連」の章で考察したように、事業の仕組みや位置づけ、保育者の責任の範囲、役割等により、同様の項目であっても、必要となる姿勢、知識や技術、つまり力量が異なる部分もあると考えられた。

研修や資格要件を検討するにあたっては、施設保育と在宅保育、仕事と住民活動等に関わらず、子どもを預かるにあたって必要な「コアとなる力量」と、それぞれの事業の位置づけや保育形態、保育者の有する責任範囲等で異なるが必要とされる力量を整理し、明示することが求められる。そこで次項では、まず「子どもを預かって世話をする」ための「コアとなる力量」を「事故の対応」と「子どもの遊び」の側面から検討する。

表5-5 両事業のテキストに共通した節、項

基本姿勢
守秘義務と自己研鑽等の倫理
子どもの理解
子育ての現状への理解
保護者への報告
活動時の身支度や基本的態度
家族との関わり
子どもの発達
子ども期の区分
子どもの心身の発達
子どもの問題行動の理解と対応
障害のある子どもの理解
子どもの安全
事故の予防と対応
緊急連絡
子どもの栄養と食生活
栄養と食生活
授乳、離乳、幼児食の段階と援助
子どもの生活
子どもの睡眠・排泄・清潔に関する理解と対応
環境を整える
子どもの健康
健康管理
病気の対応
感染症
予防接種
健診
児童福祉関連
少子化に関する内容

注1 財団法人女性労働協会 http://www.jaaww.or.jp/service/family_support/index.html 2008年3月2日検索

注2 社団法人全国ベビーシッター協会『改訂 ベビーシッター講座I 実践編』2007年, p2

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ①

		ベビーシッターテキスト内容		
		章	節	項
共通項目	児童福祉関連内容	児童家庭福祉	児童家庭福祉総論 わが国の保育制度と保育サービス 地域におけるさまざまな子育て支援	児童家庭福祉とは 子どもの人権 少子化の進行 児童虐待の問題 保育所の現状 保育施策の現状 保育制度の改革 「認定こども園」の誕生 施設型保育 在宅保育 さまざまな子育て支援
		保育マインド	子どもの「育ち」への理解 保育の専門性と保育マインド	子どもの心の発達と相互作用 子どもの育ちと大人の役割 生きる喜びと意欲 保育マインドの意義 子どもに眼を向け、心を向ける 課題：保育マインドの視点から考えるベビーシッター
		ベビーシッターの実務	ベビーシッターの基本姿勢	ベビーシッターとしての持ち物 ベビーシッターとしてのマナー
	保育者の姿勢	在宅における子育て支援	在宅における子育て支援	心構え プライバシーの保護と守秘義務 自己研鑽の必要性 子どもと保護者のパイプ役 子育てとは 在宅でも子育てをめぐる状況 ベビーシッターによる育児相談 育児相談の心得 育児相談の実際 子育てを支援する姿勢を大切に カウンセリングマインド 家族との会話とかかわりの必要性 家庭の育児方針を尊重する 家庭のプライバシーを守る 信頼関係を築く 家族との信頼を深める話し方 家事援助の実際と範囲 家族が在宅している場合の保育 保護者以外の人等とのかかわり方
		家族とのコミュニケーション		

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ②

		ファミリー・サポート・センター・テキスト内容		
		章	節	項
共 通 項 目	児童福祉 関連内容	子ども・子育てを取り巻く環境 家庭の外的変容 家庭の質と機能の変容 増大する子育ち・子育てニーズ	社会経済情勢の変容と地域社会の変容 家庭の外的変容 家庭の質と機能の変容 増大する子育ち・子育てニーズ	社会・経済情勢の変容 地域社会の変容 出生数・児童数の減少 核家族化、世帯人員の減少 女性就労の増加 離婚の増加 子どもの変容 親の変容 親子関係 家庭機能 子育てのニーズ 子どもの成長をめぐる具体的なニーズ 子ども・子育てと現代社会
	保育者の姿勢	保育の心	育児支援の現代的意義と役割を理解する 育児サポート活動に取り組むにあたつて 育児支援者として留意しておきたいこと	安全で快い空間を準備する 「よき地域子育てパートナー」となる 援助者としての身支度と態度 「預かり」に際しては 子どもを理解する 親を理解する 援助者としての守秘責任を自覚する 親に伝える 活動内容を振り返る 支援者の育児経験は力になるか 「育児支援」のあり方を考える 三歳児神話を考える 現代の子育てを知る 地域の育児情報を得る 問題に気づいたとき 育児支援活動の向上と発展を目指して

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ③

		ベビーシッターテキスト内容		
		章	節	項
共 通 項 目	子どもの 発達	小児保健と子どもの発達	小児保健 子どもの心の発達	子どもとは 小児期の区分 成長 発達についての理解 感染症 予防接種 子どもの発達の概要 心理的発達の段階 情緒 障害のある子どもなどの発達について いわゆる問題行動について
	安全管理	在宅保育における健康管理と 事故の予防と対応 緊急時の対応	子どもの健康管理 事故の回避・チェックポイント 事故の対処性 心肺蘇生法 子どもの体調の急変と事故の場合 会社への警告 保護者への連絡	健康管理上の留意点 子どもの症状の見方と対応の仕方 子どもにみられる病気 病気への対応 連携のとり方

表5-4 テキスト章、節、項の比較表 ④

ファミリー・サポート・センター・テキスト内容			
	章	節	項
共通項目	子どもの発達	発育と発達	発育と発達の特徴 子どもの身体発育 生後の身体発育 臓器器官の発育と生理機能発達
		子どもの心の発達過程と保育者の関わり	乳児期(0~1歳頃)の心の発達と保育者の関わり 幼児期前期(2~4歳頃)の心の発達と保育者の関わり 幼児期後期(4~6歳頃)の心の発達と保育者の関わり 学齢期の心の発達と大人の関わり おわりに
		子どもの健康	健康な子ども 子どもの健康管理
		子どもの事故と安全	乳幼児健康診査と学校健診 次世代育成支援対策への取組 子どもの事故 事故防止対策と安全教育 応急処置
			子どもの事故の特徴 子どもの事故の原因 「ヒヤット」「ハット」 事故防止対策 安全教育 運動能力の向上 応急処置の基本 応急処置の実際
			子どもの健康とは 子ども期の分類 子どもにとっての幸せは 子どもの個性を大切に 子どもの健康状態の把握 子どもの気になる生活習慣と癖 メディアと子ども 子ども虐待
			子どもの事故の特徴 子どもの事故の原因 「ヒヤット」「ハット」 事故防止対策 安全教育 運動能力の向上 応急処置の基本 応急処置の実際
			子どもの健康とは 子ども期の分類 子どもにとっての幸せは 子どもの個性を大切に 子どもの健康状態の把握 子どもの気になる生活習慣と癖 メディアと子ども 子ども虐待
			子どもの事故の特徴 子どもの事故の原因 「ヒヤット」「ハット」 事故防止対策 安全教育 運動能力の向上 応急処置の基本 応急処置の実際
			子どもの健康とは 子ども期の分類 子どもにとっての幸せは 子どもの個性を大切に 子どもの健康状態の把握 子どもの気になる生活習慣と癖 メディアと子ども 子ども虐待